

尼崎市教育委員会 3月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成29年3月27日 午後4時08分～午後6時36分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 教育長	徳田耕造
教育長職務代理者	濱田英世
委員	仲島正教
委員	磯田雅司
委員	徳山育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	高見善巳
教育次長	西川嘉彦
管理部長	尾田勝重
施設担当部長	富永謙一
学校運営部長	梅山耕一郎
学校教育部長	平山直樹
社会教育部長	舟本康弘
企画管理課長	牧直宏
職員課長	益田善行
施設課長	橋本謙二
学校運営課長	西田啓行
中学校給食担当課長	田岡清
学務課長	高木健司
歴博・文化財担当課長	益田日吉
中央図書館長	川島茂

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第10号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第11号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について
- (3) 議案第12号 尼崎市幼稚園園則の一部を改正する規則について
- (4) 議案第13号 尼崎市立高等学校学則の一部を改正する規則について
- (5) 議案第14号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- (6) 議案第15号 尼崎市教育委員会教育次長事務分担規程の一部を改正する訓令について
- (7) 議案第16号 尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について
- (8) 議案第17号 尼崎市教育委員会事業所処務規程等の一部を改正する訓令について
- (9) 議案第18号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について
- (10) 議案第19号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について

(11) 議案第20号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 尼崎養護学校の土地及び建物の西宮市への貸付について
- (2) 学校施設の地域開放の実施について
- (3) 尼崎市立中学校給食検討委員会検討報告書について(報告)
- (4) 尼崎市文化財保護審議会からの答申について(報告)
- (5) 平成29年度「非常勤参与」の委嘱について(報告)

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時8分、教育長は開会を宣した。

徳田教育長 日程第2「議事」の「議案第20号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」及び日程第3「協議・報告事項」の「平成29年度「非常勤参与」の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第20号」及び「平成29年度「非常勤参与」の委嘱について」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不適当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。

徳田教育長 それでは、これより日程に入ります。
日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。

企画管理課長 2月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
2月定例会議事録を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

徳田教育長 次に、日程第2の「議事」に移ります。「議案第10号 尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則について」及び「議案第16号 尼崎市教育委員会

事務局事務処理規程の一部を改正する訓令について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。

職員課長

職員課長でございます。

「尼崎市立中学校給食検討委員会条例」が平成29年3月31日限りで効力を失うこと、また、そのほか教育委員会事務局内の事務分担の一部を変更することに伴い、事務分掌や事務処理に関する規定の整備を行う必要が生じておりますことから、それらにつきまして併せてご説明し、一括してご審議をお願い申し上げるところでございます。

始めに、4ページの議案第10号『尼崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則』につきまして、ご説明をさせていただきます。この規則は、教育委員会事務局の内部組織の事務の分掌や処理に関して定めたものでございます。

改正内容といたしましては、5ページの新旧対照表の中段に記載のとおり、現行、学校施設の目的外使用に関することの全ては、施設課の分掌事務としているところでございますが、平成29年度から、目的外使用に関する事務のうち、主に地域住民の一時的な目的外使用の許可に関する事務を学校運営課に移管することから、その規定の整備を行うものでございます。

また、同じページの下段にございますとおり、「尼崎市立中学校給食検討委員会条例」が平成29年3月31日限りで効力を失うことに伴い、中学校給食検討委員会の運営などのために設けていた規定を削除するものでございます。

次に、58ページの議案第16号『尼崎市教育委員会事務局事務処理規程の一部を改正する訓令』につきまして、ご説明をさせていただきます。

この規程は、各役職の職責や権限など、事務処理を進める上で必要なことから定めたものでございますが、先にご説明させていただいた事務局内の事務分担の変更、また、そのことを機に、現行の規定を見直したところ、権限や文言を整理する必要性を認めましたことから、このたび改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、60ページの新旧対照表の下段にございますとおり、現行、「修学援助金の交付の可否の決定」につきましては、教育長の決裁を要する重要な事項の例示規定に含まれているところでございますが、他の類似事業との整合性を勘案し、また、能率的な事務の執行を図るため、当該規定を教育長の決裁を要する重要な事項の例示規定から削除するものでございます。

また、その次のページには、各課に関する個別専決事項の規定がございましたが、先ほどご説明させていただきましたとおり、学校施設の目的外使用に関する事務の一部を施設課から学校運営課に移管することによる規定の整備、そのほか、類似事業や市長事務部局との類似業務の整合性を勘案し、この際、個別専決事項に係る権限や文言の整理を行っているものでございます。

簡単ではございますが、以上で、事務事業の執行体制の変更などに伴う規則と規程の改正の内容についてご説明を終わらせていただきます。

なお、最後になりましたが、これらの施行期日は全て、平成29年4月1日としております。改めまして、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 規則と規程の違いは何か。

職員課長 両方とも教育委員会で議決を受けて施行するものであるが、規程は規則の更に細かい部分を定めているものでございます。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第10号」及び「議案第16号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第10号」及び「議案第16号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、「議案第11号 尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則について」及び「議案第17号 尼崎市教育委員会事業所処務規程等の一部を改正する訓令について」は内容が一連のものであるため、一括して審議します。提案理由の説明を求めます。

職員課長 職員課長でございます。
2月の臨時会においてもご説明させていただきましたとおり、平成29年度向けの組織改編といたしまして、教育総合センターの位置付けを、現行の課長級事業所から部長級事業所に変更するとともに、その下部組織として、現行の教育総合センターの実務的な役割を担う「教職員の学び支援課」を新たに設置いたします。
これに伴いまして、現行では規定されていない「部長級事業所」の設置や、事業所内における「課」の設置に必要な規定の整備、また、事務処理に関する規定の整備を行う必要が生じておりますことから、それらにつきまして併せてご説明し、一括してご審議をお願い申し上げます。
始めに、6ページの議案第11号『尼崎市教育委員会事業所事務分掌規則の一部を改正する規則』につきまして、ご説明をさせていただきます。
この規則は、教育委員会事務局の内部組織に属する事業所の事務の分掌に関して定めたものでございますが、今般の組織改編に伴い、規定の文言整備を行う必要を認めましたことから、このたび改正を行うものでございます。
改正内容といたしましては、8ページの新旧対照表にございますとおり、教育総合セ

センターの位置付けを、現行の課長級事業所から部長級事業所に変更するとともに、教職員の学び支援課を新設することに伴い、現行では規定されていない「部長級事業所」の設置や、事業所内における「課」の設置などに必要な規定の整備を行っております。

また、その次のページには、各事業所の分掌事務に関する規定がございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、現行教育総合センターが担っている実務的な役割や、教育総合センターの分掌事務につきましては、新設する教職員の学び支援課が引き継ぐこととなりますため、そのための文言整備を行い、また、同じページの下段の別表において、教育総合センターの位置付けを部長級事業所へ変更することに伴う、規定の文言整備を行っているものでございます。

次に、63 ページの議案第 17 号『尼崎市教育委員会事業所処務規程等の一部を改正する訓令』につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、『尼崎市教育委員会事業所処務規程』、『尼崎市教育委員会事務局文書規程』、『尼崎市教育委員会電子計算機処理に係るデータ保護管理規程』の 3 つの規程の一部を改正する訓令について議決を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、先ほどの議案と同様に、教育総合センターの位置付けを部長級事業所に変更するとともに、教職員の学び支援課を新設することに伴い、現行では規定されていない「部長級事業所」の設置や、事業所内における「課」の設置などに必要な規定の整備を行い、また、そのほか現行の教育総合センター所長が担っている役割などを新たに設置する教職員の学び支援課長が引き継ぐことを基本とした、所要の文言整備を行っているものでございます。

簡単ではございますが、以上で、組織改編に伴う規則と規程の改正の内容についてご説明を終わらせていただきます。なお、最後になりましたが、これらの施行期日はどちらも平成 29 年 4 月 1 日としております。改めまして、以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 この議案では、新たに権限を設けたものなのか。

職員課長 新たに何かの権限を設けたものではなく、あくまで組織改正に伴う整理をしたものでございます。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。

「議案第 11 号」及び「議案第 17 号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第11号」及び「議案第17号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、「議案第12号 尼崎市幼稚園園則の一部を改正する規則について」を議題と
します。提案理由の説明を求めます。

学務課長 学務課長でございます。
議案第12号「尼崎市立幼稚園園則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。それでは、お手元の資料12ページの議案説明資料に沿ってご説明させていただきます。
まず、1の「改正理由」でございますが、市立幼稚園教育のさらなる充実を目的に、現在、幼稚園の1日における教育課程に係る教育時間の終了後の時間帯のみに実施している一時預かり保育を長期休業日へ拡充するため「尼崎市立幼稚園の設置及び管理に関する条例」を一部改正したところでございますが、当該条例改正に伴い、規則にて定めることとした事項等につきまして規定整備を行うものでございます。
また、「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」に基づく市立幼稚園の再編に伴う所要の整備等を併せて行うものでございます。
次に、2の「主な改正内容」でございますが、第1条関係といたしましては、預かり保育の実施を長期休業日へ拡充するため、所要の整備を行うとともに、別表に規定する収容定員及び利用定員を14ページのとおり一部改正するものでございます。
次に、第2条につきましては、別表から大庄、立花東、武庫北幼稚園を削除し、収容定員及び利用定員を15ページのとおり一部改正するものでございます。
最後に、第3条につきましては、別表から園和幼稚園を削除し、収容定員及び利用定員を16ページのとおり一部改正するものでございます。
次に、3の「施行期日」につきましては、第1条関係につきましては、平成29年4月1日から、第2条関係につきましては、平成30年4月1日から、第3条関係につきましては平成31年4月1日からそれぞれ施行するものでございます。
以上で、議案第12号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議
たまわりますよう、お願い申し上げます。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第12号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。

よって、「議案第12号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、「議案第13号 尼崎市立高等学校学則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

学務課長 学務課長でございます。
お手元資料、26ページをお開き願います。議案説明資料に沿って、ご説明いたします。

まず、1の改正理由ですが、尼崎市立高等学校の設置及び管理に関する条例の施行について必要な事項を定めるとともに、その他所要の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容としましては、(1)の開校時刻等として、通常想定される時刻として、開校時刻を午前8時、閉校時刻を午後10時と定めるものでございます。(2)の入学考査料、入学料及び授業料として、徴収条例廃止に伴う徴収条例施行規則の廃止に伴い、入学考査料、入学料及び授業料の徴収、減免について詳細に規定するものでございます。

3の施行期日は、平成28年4月1日とし、この規則改正による改正前の尼崎市立高等学校学則の規定に基づき適用を受けている場合については、なお従前の例によることといたします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

礒田委員 開校・閉校時刻の定義とは。

学務課長 開校時刻は、通常学校が授業を始めるための準備の時間を想定し、午前8時を設定したものでございます。閉校時刻については、定時制高校の琴ノ浦高等学校の下校時刻は午後9時半頃と聞いているが、学校職員が業務として終了する時間を想定し、午後10時と設定したものでございます。

礒田委員 その時間外で学校が開いていると規則違反となるのか。

学務課長 学校を開ける時間の想定として規則で定めたものであり、罰則等はありません。

徳田教育長 この度、開校・閉校時刻を定めた理由は。

学務課長 これまで決めていなかったことで指摘を受けたものです。今回の学則の改正であわせて見直しを行ったものでございます。

礒田委員 この規定をすることで、学校側に使いにくい規則となつてはいけないと思うが。

学務課長 この規則改正をもって、これまでの使い方が妨げられるものではございません。

徳山委員 授業料の減免の規定についてはかなり細かいように感じるが。

学務課長 法制審査を受ける中で、当初から想定される事由については、列挙することで整理したものでございます。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第13号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第13号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、「議案第14号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

中央図書館長 中央図書館長でございます。資料の41ページをお開き願います。
議案第14号 尼崎市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明申し上げます。資料47ページの議案説明資料をご覧ください。
まず、1の改正理由でございますが、公民館の図書室における図書の貸出日を拡大することにより、利用者の利便性を向上するとともに、図書の貸出冊数のさらなる増加につなげようとするものでございます。
一方、身体障害者、知的障害者及び要介護者等で、図書館及び公民館等で図書の貸出し又は返却をすることが困難であると認める者については、本市だけではなく近隣市町に住所を有する者へも郵送による貸出し等を行っており、当該規則が全面改正いたしました平成22年10月から今日に至るまで、その利用実績がないことから、本市以外の地域に住所を有する者への郵送での貸出し等は廃止しようとするものでございます。
次に、2の主な改正内容でございます。(1)の公民館の図書室の開架日数の拡大については、尼崎市立公民館の図書室で、月曜日から土曜日の午前9時から午後8時30分まで行っている図書の貸出し等を、日曜日の午前9時から午後4時30分も行おうとするものでございます。
(2)の身体障害者、知的障害者及び要介護者等に対する郵送による図書の貸出し等の見直しについては、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市又は猪名川町の区域内に住所を有する者のうち、身体障害者、知的障害者及び要介護者等で、図書

館や公民館等で貸出し又は返却をすることが困難であると認める者に対し行っていた郵送による図書の貸出し等を廃止しようとするものでございます。

(3)は文言の整理でございます。

施行日は、平成29年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 尼崎市の図書館では、市外在住の方に貸し出しはしているのか。

中央図書館長 阪神地区で協定を結んでいるので、在勤・在学の方についても貸し出しを行うことができます。

徳山委員 これまで市外在住の障害者への郵送サービスの実績は。

中央図書館長 平成22年から、この制度が始まったが、制度開始以来、市内在住・市外在住を問わず全く利用はありません。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。

「議案第14号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第14号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、「議案第15号 尼崎市教育委員会教育次長事務分担規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

職員課長 職員課長でございます。

56ページの議案第15号『尼崎市教育委員会教育次長事務分担規程の一部を改正する訓令』につきまして、ご説明申し上げます。

この規程は、今年度から教育次長を2人体制としたことに伴い、その役割を明らかにするために、それぞれの事務分担に関して定めたものでございますが、先日の人事案件に関してのご説明の際にもお伝えいたしましたとおり、平成29年4月1日付けの人事異動や、組織改編により、規定の文言整備を行う必要を認めましたことから、このたび改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、次のページの新旧対照表にございますとおり、新たに

任命することとなる白畑教育次長が、企画管理課や職員課、施設課が属する管理部と、社会教育課やスポーツ振興課、中央図書館、公民館が属する社会教育部を所管するとともに、同じく新たに任命することとなる西野教育次長が、学校運営課、学務課、学校保健課が属する学校運営部と、学校教育課が属する学校教育部、そして今般の組織改編により新設いたします教職員の学び支援課が属する教育総合センターを所管するよう規定の整備を行っているものでございます。

簡単ではございますが、以上で、ご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。

「議案第15号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第15号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 続いて、「議案第19号 尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

施設課長 施設課長でございます。

議案第19号 につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、教育委員会定例会議案説明資料78ページをお開き願います。「尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程」の一部を改正する訓令について議決を求めるものでございます。

本議案は、「尼崎市立教育総合センター」の施設を管理する担当組織について、これまで教育総合センターが担当しておりましたが、平成28年6月に旧聖トマス大学へ移転したことに伴い、「尼崎市立教育総合センター」を管理する担当組織が市長部局に移管されたことから、「尼崎市教育委員会自家用電気工作物保安規程」から削除するものでございます。

なお、平成29年4月以降「尼崎市立教育総合センター」は「尼崎市自家用電気工作物保安規程」に規定される予定でございます。

本来、移転した平成28年6月に改正すべきところではありましたが、平成29年4月の組織改正を鑑み、この時期に改正するものでございます。

以上簡単ではございますが本議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜われますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。
「議案第19号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第19号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。「尼崎養護学校の土地及び建物の西宮市への貸付について」を議題とします。説明を求めます。

施設課長 施設課長でございます。
それでは、尼崎養護学校の土地及び建物の西宮市への貸付につきまして、報告いたします。恐れ入りますが、資料110ページをお開きください。
現在、旧梅香小学校跡地に建設中の尼崎養護学校・複合施設の工事が完了し、尼崎養護学校が市内へ移転した後の平成31年1月頃から、西宮市が西宮市立養護学校を現地での耐震改築工事を行う間の暫定的に移転する施設として、現尼崎養護学校用地及び学校建物を西宮市に貸付けするものでございます。
1の貸付期間は、おおよそ平成31年1月から平成33年8月まででございます。
2の貸与面積等は、土地が約14,000㎡、建物が約7,000㎡でございます。
その他、金額などの貸付にあたっての諸条件については、今後双方で協議することとしております。
なお、平成29年2月28日付けで、尼崎養護学校の土地及び建物の貸与について尼崎市と西宮市で基本合意のための協定書を締結したところでございます。
以上、簡単でございますが、報告を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 古い建物だが、貸付け中に設備などで不具合が起こった場合、尼崎市の責任はどうか。

施設課長 今後、西宮市と詳細部分の協議を進めてまいります。

施設担当部長 補足いたしますが、今回の貸付けは、西宮市側からの要請があったもので、建物が古いことは、現地を視察し、先方も承知の上のことです。現段階では、貸付けについての基本合意がなされたところですので、貸付け料を含め諸条件の詳細について、今後、西宮市側と協議する予定であります。

磯田委員 この協議は、双方の教育委員会同士でしていくのか。

施設課長 今回の基本合意までは、市の資産統括局の方で進めていただいた。今後、進めていく詳細部分については、教育委員会同士で話を詰めていく予定でございます。

磯田委員 今回の基本合意は学校として使用する前提か。

施設課長 その通りでございます。

濱田委員 西宮市が使用する人数規模は。

施設課長 人数については、尼崎市と同程度である。協定書上では、全ての建物・敷地を使用するとなっているが、今後、西宮市は校舎を使用するにあたって、耐震工事等を実施した後に使用すると聞いている。西宮市が学校のどれくらいの範囲を使用する予定かは現状では未定と聞いています。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

徳田教育長 次に、日程第2「議事」に移ります。「議案第18号 予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

職員課長 職員課長でございます。
76 ページの議案第18号『予算の執行等に関する協定の一部を変更する協定』につきまして、ご説明申し上げます。
この協定は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、市長の権限に属する事務の一部を教育委員会の職員に補助執行させるために、市長と教育委員会との間で結んでいる協定でございますが、先ほどの案件でご説明させていただきましたとおり、今般、平成30年度に用途廃止となる尼崎養護学校の土地・建物を西宮市に貸し付けるにあたりまして、当該貸付期間中の施設の管理などの事務を教育委員会の職員が担うこととなったのをきっかけに、教育委員会が執行できる財産管理等の範囲を変更する必要を認めましたことから、このたび協定の変更を行おうとするものでございます。
今般の協定の変更点は2つございます。
1つ目は、教育委員会が執行できる財産管理等の範囲の変更でございます。
まず前提といたしまして、教育委員会が執行できる財産管理等の範囲は、「地方自治法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、教育財産の管理に限られており、普通財産の管理や財産の取得及び処分については、市長の権限とされているところでございます。
そうした中、現在西宮市内で運営しております尼崎養護学校を平成30年度に用途廃止した後に、当該土地・建物を西宮養護学校の改築期間中の仮校舎として、西宮市

に貸し付ける方針が決定されたため、当該貸付期間中の施設の管理などの事務が発生することとなりました。

通常、用途廃止後の教育施設の位置付けは、教育財産から普通財産に変わるため、当該施設の管理などは、法律上、市長の事務となるところでございますが、本件に関しましては、尼崎養護学校として管理されてきた施設を同じ用途の西宮養護学校として利用するものであり、これまで土地・建物及び設備等の管理を行ってきた教育委員会が引き続き管理することにより、本市全体の能率的な事務執行を図ることができると考えられます。

また、このほかにも、教育施設の用途廃止後の財産の管理につきましては、教育委員会の職員が引き続き担うことにより本市全体の事務執行の能率性が確保される場合も想定されるところであり、つきましては、普通財産の管理等に関する事務を補助執行の対象とするよう協定の変更を行うものでございます。

2つ目は、尼崎市立たじかの園及び尼崎市立身体障害者福祉センターの管理に係る規定の削除でございます。

これまで、尼崎市教育・障害福祉センターについては、教育施設として教育委員会の所管と位置付け、市長事務部局の機関である尼崎市立たじかの園及び尼崎市立身体障害者福祉センターの管理に関する事務を補助執行の対象とすることにより、たじかの園及び身体障害者福祉センターを含む施設全体の維持管理や光熱水費の支払いなどの事務を教育委員会の職員が主体的に担ってきたところでございますが、平成28年7月の教育総合センターの旧聖トマス大学への移転に伴い、尼崎市教育・障害福祉センターの位置付けは、教育施設から本庁舎の一部に変更しており、また、所管についても教育委員会から市長に所管換えを行っていることから、当該施設の管理に係る規定を削除するものでございます。

以上の2点が今般の協定の変更点でございます。

変更部分といたしましては、77 ページの新旧対照表にございますとおり、第1号において、現行、括弧書きの除外規定により補助執行の対象から除いております公有財産の取得及び処分に関する事務を、補助執行が可能なものと整理するとともに、第3号において、たじかの園及び身体障害者福祉センターの管理に関する事務を補助執行の対象として規定しているものを削除し、一方、教育財産を除く公有財産の管理に関する事務に置き換えることにより、普通財産の管理に関する事務を補助執行の対象とするものでございます。

最後になりましたが、適用期日は平成29年4月1日といたしております。簡単ではございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
お諮りいたします。

「議案第18号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第18号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。「学校施設の地域開放の実施について」を議題とします。説明を求めます。

学校運営課長 学校運営課長でございます。
それでは、「学校施設の地域開放の実施について」ご説明いたします。
お手元にお配りしております資料の111ページをご覧ください。
本文、1の趣旨 ですが、これからの学校は、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、地域との連携・協働を一層進めながら、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へ転換していく必要がございます。
その背景には「地域学校協働本部」の整備が全国的に進められていることもあり、本市においても「地域と学校の連携・協働活動事業」として、その取組みを進めているところであります。
2段落目ですが、学校の施設を開放するにあたりましては、本市では現在、地域のスポーツ活動の拠点として学校施設を開放しております「学校開放事業」がございしますが、これはスポーツに限定した施設利用ですので、地域における学校との協働による活動の場としては、これまで教室等を広く開放していないのが現状でございます。
その理由としましては、防犯上の問題や施設の管理運営上に課題があったためでございます。
そこで、今回、学校施設の耐震化事業が終了する機会をとらえまして、1段落目で申し上げました「地域とともにある学校」への転換という視点から、施設及び運営の両面において、地域へ開放が可能な学校施設を選びまして、積極的に地域へ開放することといたしました。
この地域への開放によりまして、開かれた学校園づくりを進めながら、学校と地域の協働体制の推進を図っていくものでございます。
次に、2の実施校 でございますが、学校施設の使用に関しては、学校教育法では、『学校は、学校教育上、支障のない限り、社会教育その他公共のために利用させることができる』と規定されており、さらに、学校施設の確保に関する政令でも、『管理者又は校長の同意を得て使用する場合も使用できる』と規定されております。
また、本市の尼崎市立学校施設目的外使用規則においても、使用の条件等を規定しているものの、学校施設を使用することが可能となっております。
そこで、今回、一定の基準を設けまして、新築された学校の中から6行政区に各1校を選定いたしまして、先行して実施するものでございます。
また、概ね3年程度の試行期間を設けてその実績と課題などを検証いたしまして、最終的には小学校全校（41校）にこの取組みを広げていきたいと考えております。
6校につきましては、選定校の表をご覧ください。
次に、一定の基準と申し上げましたが、 3の先行して実施する6校の選定方法、

(1) にその選定基準を記載しております。

- ① 開放する教室を200㎡未満とする
- ② 開放する部分(教室、廊下、トイレ等)の面積は300㎡未満とする
- ③ 火気使用は禁止する

でございます。

これらの基準につきましては、建築基準法、消防法に配慮したものでございます。

次に、次ページですが、4の開放方法 でございます。

(1) 対象者につきましては、子どもの学びに関連する活動を行う「地域団体及び市民」に限定しております。

(2) 時間帯につきましては、学校開放事業の時間帯に合わせた方が、運用の効率化が図れることから、学校開放の利用時間帯に準じております。

参考までに、小学校の学校開放の利用時間を記載しております。

(3) 利用料金につきましては、地域と一体となって子どもたちを育む、「地域とともにある学校」を目指すといった観点から無料にいたしました。

次に、5の使用手続き でございます。

学校施設を利用する場合、学校開放事業のほか目的外使用での運用もありますことから、運用の複雑化によって学校現場が混乱することも考えられますので、制度運用の簡素化を図る観点で「尼崎市立学校施設目的外使用規則」に準じて、利用される方に手続きを行っていただこうと考えております。

実際の申請窓口や使用許可事務につきましては、学校運営課が所管いたしますことで、学校現場での負担をできるだけ軽減していきたいと考えております。

最後に、6のその他 ですが、周知につきましてはホームページ等による方法を考えておまして、具体的には市のホームページのほか、市報への掲載などを経て、事業の開始を迎えたいと考えております。

また、今後のスケジュールでございますが、実施いただく6校との事務的な調整や、地域への周知期間、また、約1ヶ月ほど掛かります申請手続きなどの時間も考慮しまして、利用開始時期は7月1日からを予定としております。

以上で学校施設の地域開放の実施についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 消防法の影響は。

施設課長 一般的に学校関係者以外の方が学校を使用する場合、厳しい規制が課せられるが、地域の方が学校を一時的に利用する場合、規制が緩和される規定がある。その規定が適用できるよう基準を設定したものでございます。

徳山委員 規制が緩和される面積の基準は。

学校運営課長 消防法の基準が緩和される要件は、学校以外の用途で使用する面積が、学校の総面

積の10パーセント未満かつ使用面積が300㎡未満でございます。

磯田委員 開放時間帯について、学校開放の利用時間帯に準ずるとあるが、長期休業期間中の扱いは。

学校運営課長 長期休業期間は、日曜日及び休日の区分で整理しております。

濱田委員 地域の方が、学校を借りるときの手順は。

学校運営課長 学校運営課に申請書を提出してもらい、学校運営課が学校と調整の上、利用者に回答する。書類は学校を経由して提出していただいても構わない。

濱田委員 今後、手引きや申込書等が完成すると思うが、完成でき次第、確認したい。

学校運営課長 完成したら、その都度報告いたします。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

徳田教育長 続いて、「尼崎市立中学校給食検討委員会検討報告書について」を議題とします。報告を求めます。

中学校給食担当課長 中学校給食担当課長でございます。

それでは、「尼崎市立中学校給食検討委員会検討報告書について」ご報告申し上げます。

尼崎市立中学校給食検討委員会につきましては、本市の中学校にとって望ましい給食の実施に向けた検討を行うため、平成28年1月に条例に基づき、設置いたしました。この検討委員会は、学識経験者や保護者の代表者など計11名の委員で構成し、これまで9回の検討委員会が開催され、本市の現状を踏まえた検討が行われてきました。

この度、9回の検討委員会の協議を経て、取りまとめられました検討報告書が、教育委員会に提出されましたので、その内容について、ご報告いたします。

資料の115ページをお開きください。

このページは、報告書本編の目次であり、全体で7つの大項目により構成されております。その組み立てとしましては、これまでの検討内容が時系列にまとめられております。

次に、117ページをお願いいたします。

書き出しの「1 はじめに」ですが、ここでは、中学校給食検討委員会の設置に至りました経緯や社会的な背景についてまとめられております。

続きまして、118ページをお願いいたします。

大項目「2 学校給食に関する基本的事項の共通理解と情報共有について」ですが、この項目では、検討委員会として、まずは全委員が学校給食に関する基本的な事項について共通理解を図るとともに、全国及び兵庫県内の中学校給食の実施状況などの情報を共有したことがまとめられております。

続きまして、120ページをお願いいたします。

大項目「3 中学校給食の実施方式に関する基本的な事項について」ですが、ここでは給食の実施方式を検討するにあたり、各実施方式の概要や栄養教諭の配置基準、給食関連施設の整備に係る用途地域の制限など、各実施方式に関する基本的な事項について確認した内容がまとめられております。

続きまして、121ページをお願いいたします。

大項目「4 中学校給食の実施方式の検討について」ですが、この項目では給食の4つの実施方式を具体的に検討するにあたり、他の自治体の中学校給食施設等の視察を行い、視察後に各実施方式について、意見を出し合ったことなどがまとめられております。各実施方式についての委員の主な意見としては、122ページから123ページに、メリット・デメリットを中心に、125ページから126ページにかけては、全体的な意見や各実施方式の課題について、記載されております。

続きまして、127ページをお願いいたします。

大項目「5 望ましい中学校給食の実施に向けた方向性について」ですが、この項目では検討委員会として、給食の実施方式を絞り込むにあたり、これまでの協議内容を踏まえ、本市にとって望ましい中学校給食の実施に向けた方向性として、6つの項目立てを行い、その項目ごとに整理した骨子がまとめられております。小項目「5.1 望ましい中学校給食の方向性」にその6項目が記載されております。

(1)の「学校給食の区分及び喫食形態」ですが、「完全給食」の実施や「全員喫食」による実施が望ましいという内容になっております。

(2)の「安全・安心な学校給食」ですが、ここでは、衛生管理マニュアルの整備などによる異物混入や食中毒の防止、食物アレルギー疾患対応マニュアルの整備による適切かつきめ細やかな食物アレルギー対応、また、栄養教諭等の適正配置や教職員への十分な研修の実施が望ましいとされております。

(3)の「学校給食の適温提供」ですが、ここでは、おいしい学校給食を実施するため、適温での提供が望ましいとされております。

(4)の「食育の推進」では、学校給食を「生きた教材」として活用することや、望ましい食育を推進するための人的整備として、栄養教諭等の適正配置が望ましいとされております。

(5)の「学校運営・学校環境への影響の軽減」ですが、ここでは、学校環境への影響を最小限にすることや、学校給食関係車両の通行に対する安全確保に配慮すること、また、給食実施に伴う教職員の負担軽減や不安解消を図るための方策検討が望ましいとされております。

(6)の「学校給食の実施時期」では、早期実施や学校間の格差が生じないことが望ましいとされております。

続く、小項目「5-2 実施方式の具体的な検討」では、先程申し上げました6つの柱を基本とし、本市の中学生にとって各委員が望ましいと考える実施方式について、意

見交換の主な内容が記載されております。

(1)の自校調理方式では、調理員とのコミュニケーションのとりやすさや適温での給食提供、きめ細かい食物アレルギー対応が可能であるなどの理由により、小学校と同じような方式が望ましいという意見もありましたが、多くの中学校では給食室の建設スペースを確保することが困難であることや、新たに給食室を建設することによって、学校行事やクラブ活動など教育活動の面での影響が大きい、という意見が挙げられました。また、自校調理方式を採用した他自治体の例からも、全中学校で同時期に給食を開始することは難しく、学校間での公平性が保てないという意見も挙げられました。

(2)の給食センター方式では、他の方式と比べ、調理食数が多くなることから食中毒発生時の拡散リスクを懸念する意見もありましたが、集中管理による高度な衛生管理が可能であることや、中学校における教育環境への影響が少なく、全校で同時期に給食を開始することが可能となるという意見も挙げられました。

さらに、食育の観点からは、給食センターを活用することにより、中学生の発育段階に応じた新しい食育の展開が可能になるのではないかと、という意見も挙げられました。

(3)の親子方式では、小学校給食室を活用することにより、中学校給食の早期実施や本市のおいしい小学校給食を中学校にも提供できるなどの理由により望ましいという意見もありましたが、本市の小学校給食室は、より安全・安心な学校給食を提供するためのドライ化工事や、多様な献立提供を目的とした新たな厨房機器の導入をほとんどの学校で完了しているところであり、新たに中学校分の給食を調理するにあたり、小学校の給食室を再度改修する必要性や厨房機器の増設・入れ替えが生じることに課題がある、という意見が挙げられました。

また、小学校で新たに中学校分の給食を調理することになるため、時間的な制約から小学校給食の献立内容に影響するのではないかとという意見や、厨房機器の増設・入れ替えに伴う調理動線の変更が衛生管理上の課題につながるのではないかとという安全面の課題、親校となる小学校給食室が「工場扱い」となり、用途地域の変更もしくは建築基準法第48条の特例許可を受ける必要があるなど、給食実施に向けたハードルが高いという意見も挙げられました。

(4)のデリバリー弁当方式では、適温提供が困難であるということのほか、本市の予定食数から見た調理能力や衛生管理体制が整った民間業者の確保に課題があるといった意見が挙げられ、本市での導入は見送るべきである、として全委員の意見が一致しました。

こういった各実施方式に関する意見交換を経て、最終的には4つの実施方式のうち、自校調理方式、給食センター方式、親子方式の3つの方式に意見が分かれてきましたが、中学校の限られた敷地の課題、全中学校での給食開始時期に関する公平性の確保など、総合的な観点から、最終的には多数の委員から「尼崎市の中学校給食は給食センター方式による実施が望ましい」との意見が出され、実施方式の絞り込みに至ったことが記載されております。

続きまして、130ページをお願いいたします。大項目「6 検討報告まとめ」ですが、ここでは、検討報告のまとめとして、「尼崎市の中学校給食は完全給食・全員喫食とし、給食センター方式により、次に掲げる各項目を充実させ、おいしさを基本とし、

地産地消を踏まえた「あまがさき」らしい給食の早期実施を望みます。」と集約されました。

次の131ページでは、「あまがさき」の語呂合わせを用いまして、本市での中学校給食実施にあたり、充実を望む項目について記載されております。内容としては、先程も申し上げました6つの柱を踏まえたものになっております。

次の132ページは、結びの言葉が記載されております。

また、資料にはございませんが、中学校給食実施に向けた当面のスケジュールですが、検討委員会からの検討報告書を踏まえ、平成29年度中に、中学校給食基本計画の策定を行ってまいりたいと考えております。基本計画の策定にあたりましては、市民意見聴取プロセス制度に基づき、市民の意見をお聞きしながら市としての計画を策定していく予定でございます。

報告は以上です。ご審議の程、よろしく願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 給食センターの場所の確保は。

中学校給食担当課長 検討委員会としては給食センター方式での給食実施が望ましいとまとめられておりますが、今後策定する行政計画の中で実施方式をお示していくものであり、市として最終的に給食センター方式で進めるということになれば、給食センターの場所の確保も含めて市長部局と調整していく予定でございます。

濱田委員 基本計画を策定するにあたってのメンバーは。

中学校給食担当課長 基本的には、庁内関係者で策定してまいります。策定の過程において市民の意見を聴取することとなっております。

仲島委員 スケジュールのある程度の見込みは。

中学校給食担当課長 イニシャルコストだけでなく、ランニングコストについても一定の経費がかかりますことから、市長部局と十分に調整しながら、できるだけ早期実施を目指したいと考えております。

濱田委員 実施方式はいつ、誰が決めるのか。

中学校給食担当課長 市民の意見をお聞きしながら、最終的に市が決定いたしますが、その前段階で教育委員会にお示しする予定なので、適宜ご意見をいただきたいと考えております。

徳田教育長 平成29年度中に基本計画の素案を作成するとのことだが、その中にはどういう項目が入る見込みなのか。

中学校給食担当課長 給食の実施方式や開始時期のほか、給食センター方式ということになれば給食センターの建設候補地、経費などが主な項目になると思われませんが、それ以外にも食育の推進や適温での提供などの基本的な考え方、さらに給食の運用面についても入ってくるものと考えております。

徳田教育長 素案が出てくる時期は。

中学校給食担当課長 平成29年12月までには、計画を公表してまいりたいと考えております。

磯田委員 市の財政状況が厳しく、財源の問題で行政計画がなかなか進まないとの話も聞くがこの計画は大丈夫か。

学校運営部長 中学校給食を開始するにあたっては、市として多額の経費がかかりますことから、持続的に事業を実施するため、庁内において財源等の事前調整をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

徳田教育長 続いて、「尼崎市文化財保護審議会からの答申について」を議題とします。説明を求めます。

歴博・文化財担当課長 歴博・文化財担当課長でございます。
お手元の資料133ページをお開き願います。
それでは、「尼崎市文化財保護審議会からの答申について」ご報告申し上げます。
平成28年度の尼崎市指定文化財の指定につきましては、教育委員会12月定例会にてご報告させていただきましたとおり、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、12月7日付にて、尼崎市文化財保護審議会に諮問いたしておりましたが、去る3月1日に同審議会より答申をいただきましたことから、この度ご報告させていただくものでございます。
それでは、答申いただきました内容についてご説明させていただきます。
平成28年度尼崎市指定文化財の指定につきまして、「本年度指定すべき文化財は該当なし」との答申でございます。
その理由といたしましては、12月教育委員会定例会で説明させていただきました、大物町所在の西教寺所蔵の「絹本著色顕如上人画像」を本年度の指定候補物件として、審議会を3回開催し、実物資料の調査、専門家からの意見聴取、現地での保管状況の確認及び関連資料の調査等を行なっていただき、慎重にご審議いただきました。
その結果、市指定文化財としての文化財的価値を判断するためには、さらに、所蔵寺院における資料の伝存状況の確認、及び歴史的背景に関わる他の関連資料の調査等が必要であると判断されましたことから、次年度に継続して文化財保護審議会にて調

査・審議いただくことになったためでございます。

なお、134 ページに答申書の写しを、参考資料として、135・136 ページに審議いただきました物件の概要説明と写真、137・138 ページに尼崎市文化財保護条例を添付いたしておりますので、あわせてご清覧ください。

報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 今回の指定にあたって、何かしらの疑義があったのか。

歴博・文化財担当課長 資料として不備があったということではなく、今回の物件は十分に指定に値するという評価を頂いている。ただ、この時代の背景や様々な記録を確認していくと、この西教寺に今回の物件以外にも関連する文化財があるのではないかという議論になり、西教寺を再調査する必要があるという結論に至りました。再調査し、出てきた物件を一連のものとして、判断したいというのが審議会の総意でございました。

徳田教育長 今回は判断を見送るということでもいいのか。

歴博・文化財担当課長 平成29年度に改めて諮問し、再調査結果を受けて、再度ご審議いただく予定となっている。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

徳田教育長 次に、日程第4の「教育長の報告と委員協議」に移ります。

企画管理課長 教育委員会3月定例会報告事項について、平成29年2月28日から本日平成29年3月27日までの主要行事および4月の主要行事予定を報告します。

(総務関係)

2/20 2月市議会定例会

～3/24

- ・2/20 本会議（提案理由説明等）
- ・2/23, 24, 27 常任委員会（2/23 文教委員会）
- ・3/2 本会議（委員長報告、採決等）
- ・3/3, 6 本会議（代表質疑）
- ・3/7～8 予算特別委員会（3/7 第1分科会）
- ・3/14～17 予算特別委員会（分科会報告、総括質疑）
- ・3/22 予算特別委員会（意見表明、採決）
- ・3/24 本会議（委員長報告、採決等）

3/10

第22回政策推進会議

- ・「みんなの尼崎大学」についての考え方（素案）に対する市民意

見公募手続の結果等について

- ・尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性について（素案）に対する市民意見公募手続の結果等について
ほか

3/21 教育委員会臨時会

3/24 第23回政策推進会議

- ・尼崎市地域交通計画の策定に係る市民意見公募手続の結果等について
・平成29年度向け役職者の人事異動について ほか

3/27 教育委員会3月定例会

(学校教育関係)

2/24～ 卒業式

- ・2/24 双星高、3/1 市尼高・琴ノ浦高、3/3 養護学校(高)、3/10 中学校・養護学校(小・中)、3/16 幼稚園、3/21～22 小学校、3/24 琴城分校

(社会教育関係)

3/27 スポーツ特別賞・スポーツ賞表彰式

(4月主要行事予定表)

4/5 第1回政策推進会議、教育委員会始業式

4/7 入学式(琴城分校)

4/10 入学式(小学校、市尼高、双星高)

4/11 入園式(幼稚園)、入学式(中学校、琴ノ浦高、養護学校)

4/20 第2回政策推進会議

4/24 教育委員会4月定例会

報告は以上です。

徳田教育長 報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員 マイスター認定証の授与とあるが、授与されたのはどの先生か。

学校教育部長 水堂小学校の西尾先生でございます。

仲島委員 卒業式の日程は誰が決めているのか。

西川教育次長 基本的には卒業式も学校行事なので、学校長が決めることになっております。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、教育長の報告と委員協議を終わります。

徳田教育長 次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたします。傍聴者の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

徳田教育長           以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
                          これをもちまして、尼崎市教育委員会 3月定例会を閉会いたします。

以上、尼崎市教育委員会 3月定例会の議事の全部を終了したので、午後6時36分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会 3月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。